

オンラインシステムを利用した簡易和解手続規則

施行 令和 三・ 四・一五

(目的)

第一条 この規則は、第一東京弁護士会仲裁センター（以下「仲裁センター」という。）が行う簡易和解手続に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「簡易和解手続」とは、簡易かつ迅速な紛争解決のため、仲裁センターが指定した類型の紛争について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって仲裁センターが指定するもの（以下「オンラインシステム」という。）を利用して行う和解手続をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、仲裁手続規則において使用する用語の例による。

(簡易和解手続の開始)

第三条 簡易和解手続は、オンラインシステムを利用して申立てがなされ、その申立てが仲裁センターに到達したときに開始する。

2 申立人は、簡易和解手続の申立てに先立ち、相手方が当該手続の利用により紛争を解決する意思があることを確認するものとする。

3 簡易和解手続の申立てにおいては、仲裁センターが相当と認める情報の提供をもって、仲裁手続規則第十一条第一項第二号の書類の提出に代えることができる。

4 簡易和解手続の申立てにおいては、仲裁手続規則第十二条第一項各号の事項に加えて、当事者の携帯電話番号を仲裁等申立書に記載しなければならない。

(書面等の提出)

第四条 簡易和解手続における書面又は書類（以下「書面等」という。）の提出は、ワードファイル、PDFファイル、画像ファイルその他の仲裁センターが認める形式の電子データをオンラインシステムに送信する方法により行うことができる。

2 仲裁人予定者は、簡易和解手続において提出された書面等の電子データを、他方当事者に対して提供することができる。

(簡易和解手続)

第五条 簡易和解手続においては、和解期日は開催せず、オンラインシステムを利用して、当事者は仲裁人予定者に対して主張及び証拠を申述又は提出し、仲裁人予定者は当事者の主張を整理し、又は当事者に対して必要な指示を行う。

(和解契約の成立)

第六条 仲裁人予定者は、オンラインシステムを利用して、当事者に対して和解案を提示する。

2 和解契約は、当事者双方が前項の和解案に同意することにより成立する。

3 簡易和解手続は、前項に規定する和解成立のときに終了する。

(手数料)

第七条 簡易和解手続において、仲裁センターは、仲裁手続規則第十一条第一項各号列記以外の部分及び第十三条の規定にかかわらず、申立手数料の納付前に申立てを受理することができる。

2 仲裁手続規則第四十六条及び仲裁手数料規則の規定にかかわらず、簡易和解手続における手数料及び費用は、簡易和解手続手数料金三万円（消費税別）のみとする。

3 申立人は、金融機関その他の仲裁センターが認める第三者を通じて、前項の簡易和解手続手数料を支払うことができる。

(仲裁手続規則の適用除外)

第八条 仲裁手続規則第五条第一項ただし書及び第三項、第三十八条第二項及び第三項、第三十九条から第四十三条まで並びに第四十四条第一項第一号は、簡易和解手続については、適用しない。

(他の規則の適用)

第九条 簡易和解手続について、この規則に定めのない事項は、その性質に反しない限り仲裁手続規則、仲裁手数料規則その他の仲裁センターに関する第一東京弁護士会の規則による。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、令和三年四月一日から適用する。